

# 令和6年度「みやぎポイント」事業実施要領

## 1 趣旨

宮城県は、「みやぎポイントサービス利用規約」（令和6年9月18日制定）に定める、デジタル地域ポイント「みやぎポイント」の発行、運用及び参加店舗に関する事項を、本要領において定めるものとする。

## 2 事業の概要

### (1) 目的

県は、経済活性化対策としてのデジタル地域ポイントの有用性及びその効果的な運用方法を検証するとともに、防災機能を備えたデジタル身分証アプリの普及拡大を目的として、同アプリの利用登録等をした県民に対して、県内の店舗等で利用可能な「みやぎポイント」を付与する実証事業を実施する。

### (2) 地域ポイントの名称等

名 称 「みやぎポイント」

利用形態 ポケットサイン株式会社の提供するスマートフォン用アプリケーションプログラムにより、ポイントを管理・利用する

### (3) ポイント付与方法

#### ①抽選による付与

下記により、当選者に3,000ポイントを付与する。

一次抽選 令和6年11月18日（月）から令和7年1月25日（土）まで

二次抽選 一次抽選に外れた方等を対象に、令和7年1月31日（金）に再抽選を実施

#### ②友達紹介機能による付与

上記の一次抽選期間中に、アプリの機能を活用して、5名の新たなアプリ登録を仲介した県民に、500ポイントを付与する。ただし、本機能によるポイント取得は2回（合計1,000ポイント）を限度とする。

※発行数が予算額に達した時点で、一次抽選及び友達紹介による付与を早期に終了する場合がある。

### (4) 利用店舗及び期間

「みやぎポイント」は、1ポイントを1円として、令和7年1月6日（月）から2月28日（金）までの期間において、県が指定した店舗で利用することができる。

なお、利用期間を過ぎた未利用のポイントは、全て失効する。

### (5) 実施体制

「宮城県とポケットサイン株式会社とのDX推進のための実証事業に関する連携協定」（令和5年4月26日締結）及び「宮城県とポケットサイン株式会社との地域ポイント導入実証事業に関する連携協定」（令和5年6月14日締結）に基づき、宮城県及びポケットサイン株式会社を中心となり関係機関と連携して実施する。

また、利用店舗の募集管理、県民及び事業者を対象とした説明会等の開催、問い合わせへの対応等、本事業の運営に必要な業務の一部については、宮城県が株式会社ジェイアール東日本企画仙台支社に委託して実施する。

### 3 ポイントの利用

#### (1) 利用者の要件

「みやぎポイント」の付与を受けて利用する者は、下記の要件を全て満たすこと。

- ①宮城県内に住民登録があること
- ②マイナンバーカードを保有していること
- ③アプリの動作が可能であり、かつ、NFC機能を備えたスマートフォンを保有していること

#### (2) 利用方法

利用者が「みやぎポイント」アプリを起動して参加店舗に設置されたQRコードを読み取り、利用ポイント数を設定して店舗に提示する。店舗は利用内容を確認した上で、決済を行う。

#### (3) 対象外のサービス等

以下の物品及びサービス等の購入に対しては、ポイントを利用することができない。

- ①来店を伴わない商品の購入（出前、通信販売等）
- ②出資や債務の支払い及び金融商品の購入
- ③商品券、ビール券、酒券、図書券等の金券・プリペイドカード、宝くじ及び電子マネーの購入
- ④切手、官製はがき、印紙の購入
- ⑤仕入れ等の事業資金の支払い
- ⑥月謝、受信料、家賃等の定額料金の支払い
- ⑦国や地方公共団体への支払い
- ⑧たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑨公序良俗に反するもの
- ⑩風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に規定する営業に係る支払い
- ⑪医療費・調剤費の支払い
- ⑫その他、本事業の趣旨目的から適切でないと県が判断したもの

### 4 参加店舗

みやぎポイントサービス利用規約第2条（7）に定める参加店舗は、以下の要件を全て満たすものとする。なお、以下の要件に関わらず、その他本事業の趣旨及び目的から適切ではないと県が判断した店舗は、対象外とする場合がある。

- (1) 宮城県内に店舗が所在していること。
- (2) 本要領3（3）に該当する物品やサービスのみを取り扱う事業者ではないこと。
- (3) 利用者がポイントを安心して使えるよう、接客にあたる従業員等が、実証事業の趣旨や県が別に作成するマニュアル等の内容を十分に理解し、利用者に対応する体制が整備できること。
- (4) 事業の内容等が法令または条例に違反していないこと。
- (5) 事業者が暴力団（宮城県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員等（同条例第2条第3項に規定する暴力団員等をいう。）でなく、暴力団等反社会的勢力との関係を有していないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に該当する店舗でないこと。

(7) 実証事業への参加に必要な体制（PC・プリンタ等のOA機器、メールアドレス、インターネット環境、ならびに基本的な操作スキル）が整備できること。

## 5 その他

この要綱に定めるもののほか、実証事業の実施等に関し必要な事項については、事業を運営する宮城県とポケットサイン株式会社が協議して別に定める。

### 附 則

この要領は、令和6年9月18日から施行する。